

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	65	事業名	浪江町復興地域づくり総合事業	事業番号	(1)-10-3
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(21,094 (千円)) 43,104 (千円)	全体事業費	(21,094 (千円)) 40,012 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

浪江町は、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。一部避難指示解除後、住居が点在するという町内人口の急減の中では、地域のコミュニティ再構築や地域防災体制の構築等が安全・安心な暮らしの大きな課題として挙げられる。また、町の再生・復興に向けた「町のこし」として、町民の生きがいつくり、被災体験の継承（アーカイブ）、伝統文化の復興、町民同士あるいは町内外の町民との交流、エネルギーの地産地消、町や地域の情報発信などを具現化していくことが急務である。

本事業は、町内の地域特性を活かし、上述の課題を地域ごとに考え、実行していくための体制を構築するとともに、必要となる防災まちづくり施設等の整備を行って、豊かで安心した生活ができる環境づくりを目指すものである。また、本事業で整備する施設を活用し、「町のこし」の地域活動、絆維持や多様な交流を生み出し、地域の活性化を図ることで、ふるさとなみえの再生・復興を目指す。

事業概要

＜事業内容＞本事業は、上記目標を達成するために、浪江町の特長、地域の意見、既存公共施設を調査・整理し、事業実施方針・実施体制・施設整備計画を行う計画検討を行った上で、必要となる施設の調査・設計（改修設計も含む）および施設整備を行うものである。

- ① 復興地域づくり総合事業計画検討
- ② 各地域施設整備計画の策定
- ③ 施設の調査・設計（既存施設 7 施設の活用、地域施設 1 施設の新規整備、防災備蓄倉庫等の防災関連の新規整備を想定）
- ④ 既存施設の改修整備および新規施設の整備

＜事業費＞

平成 30 年度 11,102 千円（防災拠点整備検討業務）
10,908 千円（防災拠点整備基本設計業務）

平成 31 年度以降は基本計画を基に施設の基本設計、実施設計を行う。

＜浪江町復興計画【第二次】での位置づけ＞

- 第 1 章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

施策 3 住まいの再建とまちづくりの推進

- (1) 土地利用計画・まちづくり

イ まちづくりの核となるエリアの整備

(ア) 既存公共施設の有効活用についての具体的な検討及び復旧・整備

(カ) 新規事業等の取組を行う方への受け皿として官民協働のまちづくりの拠点のひとつとなる施設整備を検討

施策 4 防災対策の推進と廃炉に向けた安全強化

- (1) 防災対策の推進

イ 災害に強い防災・減災のまちづくり

(ア) 町内の防災・減災施設等の規模・配置等の検討・整備

(イ) 町民の帰還状況を踏まえた既存施設を活用した避難所の設定

ウ 官民協働の防災体制の構築

官民が協働し新産業従事者も交えた地域の自主防災組織等の体制づくり

施策5 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域の復興・再生に向けた道筋の策定

ア 復興拠点の整備

(ウ) 復興拠点の整備にかかる、除染やインフラ整備等のスケジュール等を計画

●第2章 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす

施策2 防災教育・防災研究の推進

震災伝承・防災教育の推進体制構築と施設整備

ウ 震災伝承・防災教育・慰霊碑等の施設整備

(ア) 既存施設の活用による震災伝承・防災教育体制の検討

●第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

施策1 健康管理の強化と徹底

健康維持の強化

エ 生きがいづくりによる健康で自立した文化的な生活の確保

生きがいづくり支援のプログラムに沿い、ふれあいセンター等の公営施設利用の是非を検討

施策3 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”の維持

(3) ふるさとに接する機会の創出

イ 町内での交流の場の確保

交流の場の整備・確保（「交流・情報発信拠点」や既存公共施設、集会所等の活用等）

(4) 町の行政区活動の促進・支援

イ 行政区単位での活動再開への支援

行政区ごとに集まれる場所の確保

（事業間流用による経費の変更）（平成30年1月18日）

浪江町の福島再生賃貸住宅において、入居者の居住の安定確保を図るため、家賃低廉化に係る費用を申請したが、供給計画と異なる金額を申請してしまったことから、改めて供給計画に伴う金額を申請する。(6)-46-6 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業へ2,319千円を流用。これにより、交付対象事業費は21,094千円（国費15,820千円）から18,002千円（国費13,501千円）に減額

当面の事業概要

<平成29年度> 復興地域づくり総合事業計画検討

<平成30年度> 新規施設の調査・基本計画・基本設計、既存施設の調査

<平成31年度> 各施設整備計画の作成、改修設計、新規施設の詳細設計、一部施設整備工事

<平成32年度> 各施設の整備工事

地域の帰還環境整備との関係

帰還後の復興まちづくりを具現化するためには、話し合いなどを行う場が必要であるが、帰還町民が少ない中で、元のコミュニティに戻すことは困難であり、地域の集会所の今後の方向性も定まりにくい環境にある。このような中で、歴史的・地理的な地域特性、および既存公共施設の効率的・有効的活用を考慮すると、地域の施設をある程度集約していくことで、人口が少ない中での地域の話し合いの場が創出しやすくなり、コミュニティの再構築、防災を含めた町民の安全・安心な暮らし、町民の主体的な地域活動の実施に寄与すると考える。

関連する事業の概要

平成28年度に中心市街地再生計画が策定されており、中心市街地における今後の方向性が示されている。本事業は、中心市街地の計画を参考に、町内各地域に展開するものである。したがって、事業を進めるにあたっては、中心市街地の役割と地域の役割を明確にする調整を行っていく。

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	60	事業名	浪江町埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	(1)-17-1
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(18,892 千円) 52,194 (千円)		全体事業費	(18,892 千円) 52,194 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

一部地域の避難指示が解除された浪江町内において、雇用の創出や住環境の整備等の各種開発事業を進めるにあたり、埋蔵文化財包蔵地 (以下「遺跡」とする。)の有無や、範囲・内容 (年代や性格)等を明らかにするため、分布調査及び試掘確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。

事業概要

町内の帰還促進に向けた環境整備 (開発)を行うにあたり、開発予定地内における遺跡の有無や、範囲・内容等を事業開始前の計画段階から把握し、開発と埋蔵文化財の保護の両立を図る。

1 分布調査

開発が計画されている範囲について、既知のものを含めた遺跡の有無やその範囲・性格等を、現地を実際に踏査することにより判断する。

2 試掘確認調査

分布調査実施後に、本発掘調査の要否や本発掘調査を要する範囲、その期間や費用等を算定する資料を得ることを目的とした調査。人力または重機により小規模な掘削を行ない、遺構や遺物を検出することで、遺跡の拡がり、深度、性格等を把握する。

分布調査、試掘確認調査の結果を基に、遺跡保存のための工法や設計等の変更について開発側と協議し、開発と埋蔵文化財の保護の両立のための調整を図る。

当面の事業概要

<平成 29 年度>

北棚塩ロボット関連産業団地整備事業、北産業団地整備事業

浪江町道路整備事業 (小熊田宮田線)における分布調査及び試掘調査

<平成 30 年度>

棚塩地区雇用創出エリア (棚塩産業団地南側) 分布調査及び試掘確認調査

地域の帰還環境整備との関係

町内で進められている各種帰還環境の整備事業においては、事前に遺跡の試掘確認調査を実施することで、開発事業の計画段階からの円滑な調整が図られる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	(2)-20-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	41,720 (千円)		全体事業費	41,720 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町は、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除された。一部避難指示解除後、住居が点在するという町内人口の急減の中で、就労の場を確保・住民の帰還を促進するため、新たな産業団地の整備を行っているところである。</p> <p>一方で新たな産業団地の整備に伴い、水道の供給能力が不足する恐れがある。水道事業においては安全な水道水の確保と安定した配水は、住民帰還の必要不可欠な条件であるため、本事業により基本計画を策定し、その計画に基づき必要な水道施設整備を行い、安全・安心な水道水の配水を図る。</p>					
事業概要					
<p>新たな産業団地の整備に伴う供給能力の調査や今後の復興による将来の水需要量の把握等を行い、浪江町の基本計画の策定を行う。また、基本計画に基づき必要な水道施設整備を行うこととする。</p> <p>○調査及び基本計画策定</p> <ul style="list-style-type: none">産業団地整備に伴い全既存施設の (供給能力 : 12,000 m³/日) のうち、産業団地へ供給できる施設は小野田取水場の 1 箇所のみとなっている。(供給能力 : 3,700 m³/日)産業団地では、おおよそ 6,000~8,000 m³/t 程度の水需要量があるため、各取水場の管網計算等を行い施設の増強、配水管の増径整備、新規水源開発等の比較検討を行う。 <p>○設計及び整備</p> <ul style="list-style-type: none">上記計画による設計及び整備を実施する。					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <p>調査及び比較検討、計画作成</p> <p><平成 31 年度以降></p> <p>設計及び整備</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。</p>					
関連する事業の概要					
<p>ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税 5 年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の 10~20% の税額控除、固定資産税等の課税特例)</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(502,792 千円) 582,088 千円	全体事業費		1,208,033 千円
帰還環境整備に関する目標					
町民の外部被ばくに対し、放射線測定を実施することにより不安解消を図り、帰還の促進につなげる。					
事業概要					
不要な被ばくをさせないためにバッジ式線量計を配布し積算線量を測定し健康管理を行う。 バッジ式線量計発送⇒測定（3ヶ月）⇒回収⇒報告書発送のサイクルで通年測定を行う。第1四半期の発送は前年度に完了しているが、来年度の第1四半期分は今年度末に発送するため4回分を計上する。浪江町民の着用希望者8,000人を対象としバッジ式線量計を配布する。 3ヶ月サイクルで回収・分析し、放射線に関する健康管理を行う。回収後のデータは個人へ郵送し、健康管理手帳へ記載してもらう。 また、一部で避難指示が解除され、居住者・事業者などの町内での活動者が増加している。町内に居住するには、線量をリアルタイムで正しく知り、それに応じた対応ができるよう努めていく必要がある。そのためにいつでも積算線量の可視化が可能であるDチャトルを活用する。その際、管理機とプリンターを携帯し、実際に滞在している場所に訪問を行うことによって、町民が実際に生活している中でどのような不安、心配を抱えているのか問題点をとらえ、その改善策を見出すことにも活用できる。 また、帰還困難区域への立ち入りの際や、町内で活動される方に向けて貸し出しを行うなど、様々な機会をとらえてDチャトルの積極的な活用を図ることにより、装着者本人が町内での被ばく線量を把握することに役立てる。					
当面の事業概要					
＜平成30年度＞ ・バッジ式線量計 対象 8,000台（平成29年度は10,000台で見込んでいたが、Dチャトルへの切換えなどで現在は、約8,000台となった。） バッジ式線量計を3ヶ月ごとに、発送⇒測定⇒回収⇒報告書発送のサイクルで通年測定を行う。 町内での居住及び活動者へはDチャトルへの交換を推奨しているが、今後増加は見込めないため、平成29年12月現在の個数と同数とした。測定結果については、各個人へ報告するとともに、町としてもデータ分析を行い、危険個所や立入制限の検討を行う。 ・Dチャトル 対象 5,000台（点検・校正の際の交換用等を含む。） 町内での居住及び活動を希望する方へは、バッジ式線量計に代えてDチャトルの貸し出しを推奨していく。町内で生活する際はもとより、常に身に付け、専用の表示器にて積算線量を正しくリアルタイムで把握していく。また、訪問を実施しDチャトルの測定データを読み取るとともに説明等を行い、放射線による健康不安の解消を図る。随時、バッジ式線量計からDチャトルへ、装着者へ確認の上切り替えることによって、最終的にDチャトルのみで個人積算線量の把握をしていくこととする。 ・健康管理システム整備 各個人のこれまでの放射線検査結果が閲覧可能である健康管理システムへ平成29年度検査結果を反映させる。					
＜平成31年度以降＞ 継続しての実施を予定。					
浪江町復興計画【第二次】 施策編 第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する (2) 放射線に対する理解の向上 P97					

地域の帰還環境整備との関係

本事業の実施により町民の放射線に対する不安を軽減することによって、避難町民の帰還を促進することは、地域の再生加速化につながる。更には町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	内部被ばく検査事業		事業番号	(3)-23-2
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(65,428 千円) 81,333 千円		全体事業費		111,202 千円	
帰還環境整備に関する目標						
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を放射線に関する検査により解消を図り、帰還の促進へつなげる。						
事業概要						
町民の長期的な健康管理を目的として、すべての町民を対象に、内部被ばく検査（ホールボディカウンター）を実施する。 平成 29 年 3 月末に帰還困難区域を除いた地域が避難指示解除され、浪江町内での事業がより促進されることから町として年 1 回の検査を推進している。 平成 23 年に町独自で WBC を購入し、浪江町仮設津島診療所内で内部被ばく検査を実施している。次年度以降も検査事業を継続する。						
当面の事業概要						
<平成 30 年度> 対象：全町民 検査場所：浪江町仮設津島診療所内（二本松市） 検査実施に伴う、業務委託料及び検査に係る消耗品などの経費						
<平成 31 年度> 平成 30 年度と同じ						
地域の帰還環境整備との関係						
被ばくリスクの・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで帰還の促進を図る						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業		事業番号	(3)-23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(4,185 千円) 5,062 千円		全体事業費		7,955 千円	
帰還環境整備に関する目標						
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を放射線に関する検査により解消を図り、帰還の促進へつなげる。						
事業概要						
浪江町仮設津島診療所、ひらた中央クリニック（震災復興支援放射線対策研究所）において、40 歳以下の町民を対象とした甲状腺検査を実施する。さらに全日本民主医療機関連合会と委託契約をすることにより連合会に加入している全国の医療機関で甲状腺検査を受診できる体制を整備している。 福島県において実施している甲状腺検査は、20 歳まで 2 年ごと、それ以降は 5 年ごととなっている。町民の甲状腺がんの影響不安については継続的な検査をし、放射線健康不安の解消を図ることからも、県が検査しない年に町が独自の検査を行う。						
当面の事業概要						
＜平成 30 年度＞ 40 歳以下の全町民を対象として検査を実施する。 想定受診人数（仮設津島診療所） 50 名 （全日本民主医療機関連合会） 40 名 （ひらた中央クリニック） 50 名 ＜平成 31 年度＞ 平成 30 年度に同じ						
地域の帰還環境整備との関係						
被ばくリスクの・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで帰還の促進を図る						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	浪江町健康管理検討委員会事業	事業番号	(3) -23-4
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(1,101 千円) 1,376 千円		全体事業費	(1,814 千円) 1,815 千円	

帰還環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

バッジ式線量計やDシャトルによる外部被ばく線量測定や内部被ばく、甲状腺検査および、自家消費食品の放射能検査などの各種検査結果をもとに、有識者と町民による浪江町民の放射線健康管理等についての検討会を設置・運営する。それをもとに、放射線に対しどのような対応をしていくことが適切かについて検討し、リスクコミュニケーションに役立てていく。

当面の事業概要

<平成 30 年度>

町民の放射線健康管理並びに、健康管理の現状について、有識者と町民による検討会を実施する。

(委員 8 名、年 2 回開催)

<平成 31 年度以降>

継続しての実施を予定している。

地域の帰還環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、立ち入りする町民が安心して町内に立ち入ることができ、ひいては町民の長期的な放射線被ばくリスクや健康への影響・不安の解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射能測定器校正事業	事業番号	(3) -23-5
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	(116, 197 千円) 154, 737 千円	全体事業費	(297, 367 千円) 297, 368 千円		

帰還環境整備に関する目標

町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安を各放射線に関する検査により解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。

事業概要

平成 24 年度に放射線への不安解消、町民の安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射能測定器について、利用世帯へ通知し、性能を維持するため、年 1 回定期的に回収・点検・校正・修繕を行う。
また、町内防犯対策のため町民へ町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している測定器についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立入りの機会を確保していく。

当面の事業概要

<平成 30 年度>

全世帯を対象に配布した放射能測定器の機器メンテナンスのための回収・点検・校正・修繕を行う。
配布してから 6 年が経過するため、修繕が増加している。点検依頼の約半数が修繕を行っている。
想定台数：(持込) 2,000 台 (郵送) 2,000 台 計 4,000 台 (うち修繕 2,000 台)
(見守り隊用) 20 台 計 20 台

<平成 31 年度>

継続しての実施を予定している。

浪江町復興計画【第二次】

施策編 第 3 章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する
(2) 放射線に対する理解の向上 P 97

地域の帰還環境整備との関係

課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還困難区域に立ち入りする町民が安心して立ち入ることができ、ひいては町内に帰還した町民または、帰還を目指す町民及び事業再開、地域保全対策並びに防犯・防災対策など町民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体	浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	(306,237 千円) 330,166 千円	全体事業費		355,585 千円	
帰還環境整備に関する目標					
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 4 箇所の取水場（苅野、大堀、谷津田、小野田）において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安全につなげていく。					
事業概要					
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 4 箇所の取水場にある水道自動サンプリング機器の保守点検を行う。 また、水質検査も併せて実施する。各項目により違いはあるが、年 1 回から 8 回実施する。飲料水として安全安心な水を提供できることで、町民や事業者が安心して機能し、ふるさと浪江町の復旧復興へ尽力できる環境を確保する。					
当面の事業概要					
<平成 30 年度>					
・ 町内 4 箇所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検					
・ 水質検査					
		検査項目		実施回数（年）	
		水質基準 51 項目検査		4	
		水質基準 49 項目検査		12	
		水質基準 39 項目検査		4	
		水質基準 9 項目検査		32	
		水質基準 8 項目検査		12	
		水質基準 2 項目検査		8	
		指標菌検査（嫌気性芽胞菌・大腸菌定性）		16	
		クリプトスポリジウム・ジアルジア検査		16	
		水質管理目標設定 16 項目		4	
		保菌検査		8	
<平成 31 年度以降>					
平成 30 年度と同様					
地域の帰還環境整備との関係					
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解していただくことで避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3) -23-7
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(371,032 千円) 483,319 千円		全体事業費	(371,032 千円) 483,319 千円	
帰還環境整備に関する目標					
<p>浪江町は「浪江町復興計画【第一次】」において、避難指示解除時期の想定を平成 29 年 3 月としている。町内へ帰還し放射線量による健康被害を懸念する町民の声を払しょくし、安心安全に暮らすため、様々な取組みを実施し解消をしていきたい。そこで、除染後の家屋等の線量分布をガンマカメラで可視化し、さらに有識者で構成する委員会を実施し、それらのデータを活用しながら放射線のリスクコミュニケーションを活発化させ、町内で暮らすことへの安心感を持ち、帰還への意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>当町においては、平成 29 年 3 月末にて面的除染が完了したが、町民の放射線に対する不安は面的除染完了後も引き続き抱えている。放射線に対する理解促進のため、除染後の状況を可視化し、除染の効果を示すことで、町民の安全確保に努める。</p> <p>また、それらのデータを活用しながら有識者で構成する委員会を立ち上げ、その都度町民や関係機関を招集し、放射線に対するリスクコミュニケーションの気風を活発化させ、町内で安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第一次】における、ふるさとを再生していくために必要な取組みとして位置づけ、復旧の加速化、町民の帰還判断への材料として実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <p>本格除染の完了した行政区（別紙参照）内において、すべての家屋について順次ガンマカメラでの撮影を行う（約 20 軒/日）。</p> <p>さらに、有識者で構成する委員会での結果を活用しながら 4 名程度の有識者と町民とで放射能に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p> <p><平成 31 年度></p> <p>平成 30 年度同様</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な状態である。帰還に向けては、町民自身の自宅や敷地などの除染結果を知ることは不可欠である。除染後の結果を可視化することにより、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化を図り、ふるさと再生を加速化させる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、浪江町健康管理検討委員会事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3)-23-8
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(49,534 千円) 80,501 千円		全体事業費	(111,466 千円) 111,466 千円	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、7 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」同様、普段の食事等から受ける「内部被ばく」について町民から不安の声が多く寄せられている。</p> <p>また、長年、親しんできた山菜、きのこ類や自家消費作物の放射能不安は地域の食文化の衰退を招くだけでなく、食全般に対する不安を払拭しきれていないために帰還をより困難にしている。</p> <p>食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等を持ち込み自分の目で安全性を確認することができる測定環境を町内（浪江町役場本庁）1 箇所、町外（浪江町役場二本松事務所）1 箇所に整えるとともに、検査結果を公表することで安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減が図れ、帰町へ向けての意欲を高め避難住民の帰還を促進することで、町の復興を加速させることを目標とする。</p> <p>更に平成 30 年 4 月より開校する浪江町立なみえ創生小学校・中学校の給食に使用する食材等を学校敷地内のなみえ創成小・中学校調理場に設置した測定器で測定することにより、児童・生徒・保護者に対して給食の放射能に対する安全・安心を確保する。</p>					
事業概要					
<p>町内（浪江町役場本庁）1 箇所、町外（浪江町役場二本松事務所）1 箇所に設置している検査所で、県から無償譲渡された放射能簡易分析装置 5 台及び県から貸与の非破壊式放射能測定器 1 台、並びに町で購入したゲルマニウム半導体検出器 1 台を使用し、町民自身が直接摂取・摂食する食品（自家栽培野菜、井戸水等）を測定する。また、上水道の水源 4 箇所の原水及び末端の水道水の放射能測定を週 1 回ゲルマニウム半導体検出器で測定を行う。更に、なみえ創成小・中学校調理場に町で購入した非破壊式放射能測定器 1 台を設置し、小・中学校の給食に使用する食材等を測定する。</p> <p>1. 町民からの受付</p> <ul style="list-style-type: none">・対象者：平成 23 年 3 月 11 日現在、浪江町に住所を有していた方及び、避難指示解除後、浪江町に住所を有している方。・費用：無料・場所：浪江町役場本庁舎、浪江町役場二本松事務所・受付日時：平日（土、日・祝日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分・測定品目：飲用水（井戸水、わき水など）、町内や避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品（山菜等）、農作物を栽培している農園の土壌（土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可）。・検査対象外：自らが食用とするもの以外、市販されているもの、帰還困難区域のもの。・申し込み方法：窓口で受付し受取る。・測定結果の通知方法：①郵送 ②直接窓口受渡し ③電話により測定結果報告・検査結果の公表：毎月食品の放射能簡易分析結果を広報等へ掲載する。 <p>2. 学校給食</p> <ul style="list-style-type: none">・場所：なみえ創成小・中学校調理場・測定品目：浪江町立なみえ創生小学校・中学校の給食に使用する食材等・測定結果の通知方法：検査終了後、結果報告					

【浪江町復興計画【第二次】（平成29年3月）における位置づけ】

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する
施策編 (2)放射線に対する理解の向上 P 97

当面の事業概要

<平成30年度>

○自家消費野菜等の放射能検査事業

- ・ H29年度までは検査業務を臨時職員で行っていたが、臨時職員の確保が困難なことからH30年度より検査業務を委託する。検査員の確保及び定期的（月1回程度）な専門家の指導により、検査技術・知識の維持・向上が計られる。
- ・ 自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコ等の測定。
- ・ 浪江町立なみえ創生小学校・中学校の給食に使用する食材等の測定。
- ・ 検査に要する測定装置については、年1回の点検校正業務を行う。
- ・ 検査結果は、毎月広報等へ掲載する。

<平成31年度以降>

継続しての実施を予定。

地域の帰還環境整備との関係

自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民及び児童・生徒・保護者が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいがづくりや、帰町のための判断材料となり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。放射能検査ができる体制を整え、自ら採取した山菜やきのこ類、自家用農作物の検査を実施することで、放射能の現状を正しく理解、認識することにより原発事故以前の地域コミュニティの絆が再生でき、牽いては、地域全体の再生が実現できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	68	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 浪江地区	事業番号	(5)-40-2
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	(53,361 千円) 140,334 (千円)	全体事業費	(53,361 千円) 140,334 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災後、町のほとんどが東京電力福島第 1 原子力発電所から 30km 圏内にあることから、緊急時避難準備区域となり数多くの住民が避難したため、地域農業の再開・震災からの復興が課題となっている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。</p> <p>農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。(技術マニュアル P27 の 3 要件に該当しない)</p> <p>よって、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について汚染拡散防止対策(底質の固化、被覆、除去等)の実施設計を行い、その対策を実施していく。</p>					
(2) 事業量					
基礎調査 2 箇所					
詳細調査 8 箇所					
実施設計 11 箇所					
(3) 復興計画への位置づけ					
【浪江町復興計画第 2 次】(抜粋)					
第 1 章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する					
施策 1 除染・放射線管理の推進と安全対策					
(3) 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施					
《これからの取組》					
イ 農地の面的な除染の実施					
(ウ) 再汚染防止のための農業用水の安全確保(ため池等の除染実施)					

当面の事業概要

<平成 29 年度>

○基礎調査・詳細調査（第 17 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査のみの予定であったが、詳細調査実施の地元調整が
つかなかった箇所が減及び調査結果により対策工事を急ぐ必要のある箇所の実施設計を追加した。

【申請数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 13 箇所

【実績数】基礎調査 8 箇所、詳細調査 12 箇所、実施設計 1 箇所

<平成 30 年度>

○基礎調査・詳細調査・実施設計（第 20 回申請・単年度型）

ため池放射性物質対策のための基礎・詳細調査及び調査結果による対策工事の実施設計。

【申請数】基礎調査 2 箇所、詳細調査 8 箇所、実施設計 11 箇所

地域の帰還環境整備との関係

本事業を導入してため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況
の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業
の再建を図る。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

NO	73	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (営農再開支援水利施設等保全事業) 基金型	事業番号	(5) -40-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(62,000) 218,631 (千円)		全体事業費	(62,000) 218,631 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>東日本大震災によりすべての町民が避難したため、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつた。</p> <p>そのため、農業用水利施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そこで、本事業を導入して農業用水利施設等の整備、修繕を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要					
<p>浪江町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、すべての町民が避難したが、平成 29 年 3 月 31 日に一部の避難区域の解除が行われた。</p> <p>しかし、営農再開にあたり管理することができなかった農業用排水施設の機能が著しく低下しているため、大きな障害となっている。</p> <p>そのため、本事業により農業用排水施設の補修・補強及び適切な保安全管理を実施し、当町の営農再開できる環境を整備していく必要があることから、平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された地域で営農意欲のある地域から順次 (旧避難指示解除準備区域から旧居住制限区域の順) 整備を進め営農者と合意形成を図りながら調査・設計及び施工を一体的に進め、確実に営農再開できる環境整備を行うものとする。</p>					
(2) 事業量					
1. 調査・設計費 一式					
2. 管理費					
1) 農業用排水施設の保安全管理 一式					
2) 農業用排水施設の補修・補強 一式					
(3) 復興計画への位置づけ					
【浪江町復興計画第 2 次】(抜粋)					
第 1 章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する					
施策 6 農林漁業の再興					
(1) 新たな環境基盤による営農再開					
《これからの取組》					
イ 生産基盤の整備・強化					
(ウ) 大柿ダム関連施設 (農業用水路等) の確実な復旧					
当面の事業概要					
<平成 30 年度>					
調査測量設計 一式					
用排水路補修・補強 L=4.0km、土砂撤去・除草 L=34.0km					

地域の帰還環境整備との関係	
<p>本事業を導入して農業用排水施設の補修・補強及び保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。</p>	
関連する事業の概要	
<p>特になし</p>	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	34	事業名	既存工業用地（藤橋地区）を活用した産業団地整備事業	事業番号	(6)-46-2
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(2,179,756（千円）） 2,321,119（千円）		全体事業費	(2,179,756（千円）） 2,321,119（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
浪江町は、福島第一原子力発電所の北側に低線量な地域と町の中心を有すること、常磐自動車道浪江インターの開通による首都圏や仙台圏へのアクセス向上等の優れた立地条件など非常に高いポテンシャルを有している。これら町のポテンシャルを活かした双葉郡北部の復興拠点としての役割を担い、既存工業用地を活用し早期立地を希望される新たな起業者ニーズに対応する産業拠点整備を行い被災地域での雇用の場の確保を行うことで、地域の復興を担う若い世代の帰町促進を図る。					
事業概要					
既存の誘致企業の資産を活用することで用地取得や造成期間の短縮を図り、早期立地を希望される企業の誘致促進を図る。 浪江町藤橋地区にある、約 12ha（1 団地 1 社）の既存誘致企業が所有する資産を買収し、区画し直し（5 区画化）新たな産業団地としての再整備を図る。 ○建物の解体工事費 ○敷地再造成工事費 ○発注者支援業務					
◎浪江町復興計画（第 1 次）					
【計画編 P58】 10) 産業の集積による地域経済の再生					
【施策編 P163】 (1) 新たな産業集積による雇用の場の確保 (2) 地域課題の解決に則した産業の集積					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 【敷地用地及び既存建屋取得事業】 【建物解体設計委託事業】 【再造成設計委託事業】					
<平成 29 年度> 【再造成工事】 【施設解体工事】 【施工監理業務】					
<平成 30 年度> 【残存産業廃棄物処分】 廃掃法の規定により、解体工事等と一体で処分できなかった残存産業廃棄物を処分する 【確定測量業務】 平成 29 年度末に整備が完了する団地の確定測量を実施し、街区等を確定させる。					
地域の帰還環境整備との関係					
避難した町民の帰町判断の一つである「雇用の場の確保」への対応が最重要課題とされている。しかしながら東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故に伴い、被災地域の経済基盤そのものが崩壊し震災前の誘致企業も避難先において経営基盤を定着しており、帰還しての操業は非常に難しいとの判断をされている。					

一方、被災地において新たに起業を考えている事業者、また震災前より規模を拡大して事業再開を考えている町内事業者もあり、その受け皿となる産業団地の整備が喫緊の課題となっている。

地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。

関連する事業の概要

ふくしま産業復興投資促進特区又は福島復興再生特別措置法による優遇措置。(新規立地企業の法人税5年免除、機械・装置等の投資に係る特別償却・税額控除、被災者雇用給与支給額の10~20%の税額控除、固定資産税等の課税特例)

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 30 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	浪江町事業者等向け浄化槽導入等支援事業		事業番号	(6)-48-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）		民間事業者（間接）	
総交付対象事業費		(134,263 (千円)) 141,835 (千円)	全体事業費		(134,263 (千円)) 141,835 (千円)	
帰還環境整備に関する目標						
浪江町の復興・再生には産業の再開が不可欠であるが、町内の事業者にとって下水道インフラ修復が遅れていることが事業を始める上で障害となっていた。当時、各事業所が浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備し、町内での早期事業再開を行っていた。今回その設置地区において下水道が復旧したことにより、浄化槽の撤去等を実施する。						
事業概要						
町内の下水道管の復旧により、設置された浄化槽の撤去を行う。						
当面の事業概要						
<平成 30 年度> 全 2 基						
種別		規模	数量			
復旧・撤去		100 人槽	1 基			
		30 人槽	1 基			
・浄化槽撤去にかかる費用						
地域の帰還環境整備との関係						
町内下水道復旧により、町内での事業再開が促進され、ひいては住民の帰還に向けて、生活上必要な商業施設の確保や雇用の維持の確保を図る。						
関連する事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						